

## 法科大学院における法学未修者への教育手法に関する調査研究（概要）

### 第1 調査研究の目的

- ① 各大学の優れた法学未修者教育の実例やその手法を体系化すること
- ② ①で得た知見を基に、教育課程や入学者選抜の在り方を含め、今後の法学未修者教育の改善に向けたエビデンスに基づく提言を行うこと。

### 第2 調査研究の方法

- ① 法科大学院に対する実地調査（13校）  
法科大学院からのヒアリング、授業見学及び授業担当教員、受講学生からのヒアリング、学生からのヒアリング
- ② 非法学部出身者、社会人経験者の学生、修了者を対象としたアンケート
- ③ 法学未修者教育について言及した関係機関、団体による提言の分析
- ④ 法学未修者教育について言及した論文、報告の分析
- ⑤ 上記①～④の結果を踏まえた検討有識者会議、調査研究担当者会議、成果報告書作成会議、事務局会議での検討

### 第3 調査研究結果の概要

#### 1 法学未修者教育の改善方策：前提となる留意点

##### (1) 「法学未修者教育の改善」という課題の位置付け

法学未修者は、法学既修者との間で司法試験合格率、標準修業年限修了率において格差が存する。その原因は、法科大学院志願者の減少、司法試験のあり方の問題などを含めて多角的に検討されるべきであり、法学未修者教育の改善という課題も、そのなかに位置付ける必要がある。

##### (2) 「らせん型」能力修得過程をふまえた取組の必要性

法学未修者（とりわけ初学者である非法学部出身者、社会人経験者）は、既修者に比して、学修方法を身につけることに困難が存すること、法的能力修得過程が「段階的」ではなく「らせん型」であること、孤独感を抱きがちであることなどの特徴がある。法学未修者教育の改善方策については、これらの点を踏まえた検討が必要である。

##### (3) 一体としての改善策を連携して実施する必要性

法学未修者教育の改善は、個々の取組を断片的に実施するのではなく、改善策を一体のものとして構想し、個々の取組を改善策全体のなかに位置付けて実施することが重要である。また、法科大学院執行部、教員、補助教員、学

生という関係者相互において、十分な意思疎通をはかり連携をとって実施することが重要である。

## 2 法学未修者教育の改善方策

### (1) 志願者確保策

法曹という職業に関心を抱いてもらう機会になるような取組，法律学修に対する適性を判断する機会になるような取組，専門実践教育訓練制度の活用等社会人経験者に対する経済的支援の実施などが考えられる。

### (2) 入学者選抜

多様な人材の受入れに積極的であるというメッセージを志願者に対して発する取組を行うことが考えられる。

### (3) 入学前後の取組

学修方法や基本書の選び方，条文・判例の読み方など，法律学修の前提となる事項について情報提供を行うという目的を積極的に位置付けて実施することが重要である。

法律学修の開始時期の前倒しを目的とした入学前の取組は，入学予定者全員に参加を強制できないことから，同取組への参加を当然の前提として入学後の授業が実施されることのないよう配慮が必要である。

### (4) カリキュラム

ア 1年次の法律基本科目の配当は，初学者の立場に立って検討される必要がある。同時期に複数科目が配当される民法については，各授業間の連携と担当教員間の連携がとりわけ重要である。

イ 1年次に事例を中心に扱う授業科目を配当すること，同科目において，事例分析に加えて法文書作成を行わせることが有益である。

ウ 2年次において，法学未修者のみを対象とした科目を配当することも検討されてよい。

### (5) 授業内容・方法

ア 個々の教員が，自らの授業のあり方について常に見直しを行い，改善を図ることが重要である。その際，予習，復習の指示の出し方も視野におくことが必要である。

イ 授業期間終了後だけでなく，授業期間中に授業アンケートを実施することは有益である。

ウ 授業見学の機会や，授業内容・方法に関するFDの機会を定期的に設けることは必須である。その際，教員全員の参加を確保する工夫が必要である。

エ 予習課題や復習課題によって学生が負担加重に陥らないよう，担当教員間

で課題を出す時期や課題の負担感について調整をはかることも検討されてよい。

#### (6) 試験

ア 法文書作成の経験に乏しい法学未修者にとって1年次前期の期末試験をどう乗り切ることが大きな負担となり、1年次前期の学修にマイナスの影響を与えている。この現状を踏まえた対応が必要である。

イ 過去の司法試験短答式試験問題や共通到達度確認試験試行試験の問題を1年次においても授業の内外で活用することが検討されてよい。

ウ 共通到達度確認試験を進級判定の資料として活用するに際しては、同試験の準備のために法学未修者の学修活動のバランスが崩れることのないよう配慮する必要がある。

#### (7) 正課外での学生への対応

ア 教員による学生面談を学生の学力向上のために活用することを検討する必要がある。面談に際しては、前提として学生の学修状況等に関する情報を「学生カルテ」の作成などを通じて教員間で共有することが有益である。

イ 学生の復習等の便宜に供するための授業録画の取組は有益である。より簡便な方策として、授業の録音を行うことも考えられる。

ウ 補助教員の活用が図られるべきである。ゼミの実施や質問対応等による学修内容面でのフォローのほか、学修方法に関するアドバイス、生活面、精神面でのフォロー、学生の状況や意見、改善要求を教員や法科大学院執行部に伝えて学生と法科大学院側との橋渡しを行うことなど、補助教員が果たしうる役割は広汎である。

補助教員の活用には、教員や法科大学院執行部との間で緊密な連携を図ることが重要である。また、一人の学生に対し、入学から修了まで同一の担当補助教員を配置すること、補助教員同士の縦のつながりを通じてそのノウハウを継承することなどが有益である。

#### (8) 学修意欲を維持する取組

ア 非法学部出身者、社会人経験者は、孤独感を抱くことが少なくないことから、1年次の早い時期に、学生同士の交流をはかる機会を積極的に設けることが有益である。

イ 非法学部出身者、社会人経験者は、法曹に対するイメージをもたないまま入学する機会が多いことから、1年次に法曹と交流する機会や、法曹の実務について学んだり実務に触れる機会を設けることが有益である。

### 3 改善方策の実施に向けた課題

#### (1) 法学未修者教育のコストに対する配慮の必要性

法学未修者に対する教育は、法学既修者に比して、手間暇のかかる活動である。司法試験合格率が各法科大学院の社会的評価の最大の指標となっている現状の下、このような法学未修者教育に要するコストを考えるならば、充実した法学未修者教育の実施を、各法科大学院の自主的な努力のみに委ねることは現実的ではない。したがって、法学未修者教育に焦点をあてた継続的、安定的な財政支援の仕組みが検討される必要がある。

#### (2) 教員の負担に対する配慮の必要性

法学未修者教育の改善方策の実施に際しては、教員、補助教員、職員の人的体制の充実のほか、教員間の連携強化や実施事務の効率化、補助教員やICTの活用など、様々な方法を通じて、教員が負担加重に陥ることのないように配慮する必要がある。

#### (3) 認証評価制度との関係

認証評価制度は、法科大学院制度の基本理念を維持し、司法試験合格を主目的とした教育機関に変質しないために重要な役割を果たしてきた制度であり、その意義は些かも揺らぐものではない。しかし、法科大学院教育の現場の状況を踏まえるならば、法科大学院教育の質の向上に向けた取組を円滑に実施するに際して、認証評価基準やその運用のあり方に見直すべき点がないかについては、検討の必要がある。

#### (4) 進行中の改革案との関係

法学部における法曹コースの創設や法科大学院在学中に司法試験受験を可能とする制度の創設など、現在検討中の改革が実現した場合には改善方策の内容も異なってくる可能性があることは留意される必要がある。

### 4 今後の取組：法学未修者教育に関する情報共有と継続的検討の必要性

今後の継続的な取組と情報共有の仕組みとして、法学未修者教育について継続的に調査研究を行うシンク・タンクの役割を担う機関を設けることを提言する。既存の民間団体が当該シンク・タンクの役割を担う機関となり、一定の予算措置の下、国または各法科大学院からの委託により、継続的な調査研究を行うことが、一つの現実的な方策として考えられる。

その際、各法科大学院や法科大学院協会が、同シンク・タンクによる情報収集、調査研究活動に直接関与すると共に、たとえば、法科大学院協会主催のシンポジウムの実施等を通じて調査研究に関する情報の周知、共有化を図るなど、同シンク・タンクと各法科大学院、法科大学院協会が密接に連携することが必要である。